

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第212回 「個人情報の国外提供に関する標準契約規定」の草案が公布

中国国家インターネット情報弁公室（CAC）が2022年6月30日に「個人情報の国外提供に関する標準契約規定」（以下、「標準契約規定」という）の草案を公布し、パブリックコメントの募集を開始しました。草案の内容からは、CACが「個人情報の国外提供に関する標準契約の雛形」（以下、「標準契約雛形」という）を提示するだけでなく、法令のかたちで、個人情報の国外への提供に関する標準契約の管理規則を制定し、行政手続き化するという姿勢が見て取れます。

今回は「標準契約規定」と「標準契約雛形」に関する重要な内容について、紹介いたします。

◇本規定の正式公布までの日本企業の動き

「個人情報保護法」第38条によると、取得した個人情報を中国国外に提供する者には、以下の3つのうち、いずれかの対応が求められます。

- (1) CAC安全評価
- (2) 専門機関による認証
- (3) 国外の情報取得者とCACが規定する標準契約を締結

2022年7月7日に公布された「データ越境安全評価弁法」から見ると、(1)(2)は特定の条件にだけ適用される方法で、多くの場合、(3)の標準契約の締結が求められます。

しかし、「個人情報保護法」が2021年11月1日に施行されてから、CACはこの「CACが規定する標準契約」について、その雛形や管理規則について公開していませんでした。

そのため日本企業は、取得した個人情報を中国国外に提供したい場合には、同法の理解をくみ取った「個人情報の越境に関する予備契約」の作成を弁護士に依頼し、中国法人と日本本社でそれを締結するなどしてCACからの物言いを防ぐ手段を取るか、同法第38条の手続きを経ることなく個人情報を提供してしまうという実務状況となっていました。

◇草案が公布された「標準契約規定」と「標準契約雛形」において注目すべき内容は？

(1) 適用対象の範囲

個人情報を扱う者が下記の状況に当てはまる場合、標準契約を締結してから国外に個人情報を提供しなければなりません。

1. 重要情報インフラ事業者でない場合
2. 個人情報の取り扱いが100万人分以下である場合
3. 昨年1月1日からの累計で、個人情報の国外への提供が10万人分に満たない場合
4. 昨年1月1日からの累計で、センシティブな個人情報の国外への提供が1万人分に満たない場合

(2) CACの制定した標準契約雛形の内容は長く、詳細は専門家への問い合わせを推奨しますが、主な内容は以下の通りです。

1. 契約当事者の基本情報は、名称・住所・連絡担当者氏名・連絡先などを含むがこれに限らない
2. 個人情報の国外提供に関する目的・範囲・類型・センシティブ程度・数量・方法・保存期限・保存地点など

3. 契約当事者の個人情報保護に関する責任と義務、そして個人情報の国外提供により生じるリスクを防ぐために採用する技術と管理方法など

4. 国外の情報取得者がいる国や地域の個人情報保護法制が本契約の条項に与える影響

5. 個人情報の主体の権利およびその保障のチャンネルと方法

6. 救済、契約解除、違約責任、紛争解決など

(3) この標準契約を締結したとしても、個人情報を扱う者が国外にその情報を提供する前には、自己評価を事前に実施しなければなりません。

(4) 個人情報を扱う者は、標準契約の効力発生日から10営業日以内に所在地のCACの省級機関に届出を行わなければなりません。

(5) 標準契約で決められた内容に変更が加えられた場合、または国外の個人情報取得者の国や地域で個人情報保護法制に変化が生じた場合には、契約書当事者双方は、新たに標準契約を締結し、届出を行わなければなりません。

(6) 「標準契約規定」に基づいた標準契約を締結しなかったか届出を行わなかった場合、または標準契約に定められた義務を履行しないか、個人の権利を侵害した場合において、CACの省級機関が期限を定めて改善を命令したにもかかわらず改善が見られないときには、個人情報の国外提供の停止を命令し、行政処罰を科されることがあります。犯罪を構成する場合には、刑事責任が追及されることもあります。

◇日系企業へのアドバイス

「標準契約規定」の効力が発生した後に、日系企業が中国国外に個人情報を提供する際には、事前に標準契約の締結や、CACに対する届出の法的義務を履行しなければなりません。もしこれを履行しなければ、CACから調査や処罰を受ける可能性が生じてしまいます。草案の内容から分かるように、標準契約の内容が複雑なだけでなく、CACの届出手続きの方法も煩雑であるため、早期から対策を始め、誰といつどのような標準契約を結び、どのように届出を行うか把握する必要がありますでしょう。

四川省の「市場主体」7月末に800万件＝企業が28%

中国四川省の市場监督管理局は4日、今年7月27日までに同省で企業、個人事業主などを含む「市場主体」の数が800万件を超えたと発表した。同国の省、自治区、直轄市で6位の規模となった。四川日報が5日伝えた。

このうち企業は28.35%に相当する226万8300件、個人事業主が70.32%に相当する562万5400件。ほかに農業関連の事業主が1.33%に相当する10万6300件だった。

同省でこうした市場主体が700万件から800万件に増えるまでにかかった時間は18カ月。今年に入ってから1日当たり平均1342件のペースで増加した。(時事)

成都天府空港につながる鉄道路線建設へ＝投資総額4100億円

中国四川省成都市の住宅・都市農村建設局はこのほど、成都天府国際空港につながる新たな都市型鉄道S13線の建設計画を公表した。成都日報が8日伝えた。

成都地下鉄13号線の竜安駅から天府国際空港に伸びる路線で、全長約51キロメートル。竜泉駅、簡州新城、空港新城を経由し、12駅を設ける計画だ。工期は着工から5年間、投資総額は206億元(約4105億5600万円)を見込む。(時事)